

## 大分市総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は測量・建設コンサルタント業務等（建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務又は補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に係る総合評価落札方式による一般競争入札（以下「入札」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象建設工事等)

第3条 総合評価落札方式の対象とする建設工事等は、入札に付す建設工事等のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札に参加しようとする者の入札価格及び価格以外の要素である技術力等を総合的に評価することが適当と認められる建設工事等
- (2) その他特に必要と認められる建設工事等

(入札手続)

第4条 総合評価落札方式により入札を行おうとする場合において、この要領に定めのない事項については、大分市一般競争入札実施要領（平成10年9月22日施行）、大分市建設工事等郵便入札実施要綱（平成16年4月1日施行）又は大分市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成18年11月28日施行。以下「要件設定型実施要領」という。）の定めるところによる。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 契約担当者は、総合評価落札方式を実施するに当たり、令167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ大分市総合評価落札方式評価委員会設置要綱（平成19年7月13日施行）の規定により設置する大分市総合評価落札方式評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 契約担当者は、前2項の規定により評価委員会の意見を聴く場合（前項の規定によるときは、落札者を決定しようする場合に限る。）は、あらかじめ大分市総合評価落札方式技術検討委員会設置要綱（平成19年7月13日施行）の規定により設置する大分市総合評価落札方式技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の意見を聴くものとする。

(落札者の決定基準の決定)

第6条 契約担当者は、落札者の決定基準として、評価基準及び評価方法を定めるものとする。

2 評価基準は、次の各号に掲げる項目等に応じ、当該各号に定める要件により、評価委員会の意見を聴いた上で、契約担当者が決定するものとする。

(1) 評価項目 評価項目は、簡易な施工計画、同種の建設工事等の施工又は履行実績、技術者の資格及び能力等、対象建設工事等の目的、内容等に応じて必要と認められる要件を設定するものとする。

(2) 得点配分 前号に掲げる評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度等に応じて定めるものとする。

3 評価方法は、標準点（100点）と入札参加者が提出した技術力等に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）及び入札価格に応じてさんでい加算される評価点（以下、「施工体制評価点」という。）の合計点（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値に定数（1,000,000）を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとし、次に掲げる式を標準算式とする。

(1) 技術評価点＝標準点（100点）＋加算点＋施工体制評価点

(2) 評価値＝（技術評価点／入札価格）×定数（1,000,000）

（技術評価点の検討）

第7条 技術検討委員会は、前条に規定する技術評価点の適否について検討するものとし、当該検討に当たっては、工事目的物の性能、機能の確保、施工の確実性等に留意することとする。

（入札公告に示す事項）

第8条 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行おうとする場合は、大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条第1号から第9号までに掲げる事項のほか、同条第10号の規定により、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 総合評価落札方式による建設工事等である旨

(2) 技術資料の内容及び提出期限等

(3) 落札者決定基準に関する事項

(4) その他契約担当者が総合評価に関し必要と認める事項

（技術資料等の提出）

第9条 契約担当者は、入札に参加しようとする者から技術資料及び競争参加資格証明資料（以下「技術資料等」という。）の提出を求めるものとする。

2 技術資料等の提出期限は、原則として入札公告日の翌日から起算して15日以内（大分市の休日定める条例（平成元年大分市条例第13号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）とする。

（入札書の提出時期）

第10条 入札書は、前条の技術資料等と同時に提出するものとする。

2 契約担当者は、入札書の提出期間及び開札日時を定め、入札公告に記載するものとする。

（競争参加資格の事後審査及び落札者の決定）

第11条 契約担当者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。

- 2 契約担当者は、技術検討委員会が第7条の検討を行った後に、入札参加者から提出された競争参加資格証明資料に基づき競争参加資格の確認を行うものとする。
- 3 契約担当者は、前項の規定により落札候補者が競争参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、契約担当者は、当該競争参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち評価値の最も高い者であって、かつ、競争参加資格を有する者を落札者として決定するものとする。
- 4 契約担当者は、前項の規定による確認において、競争参加資格を有しないと確認された者が行った入札については、これを無効とし、競争参加資格不適格通知書を送付するものとする。
- 5 落札者の決定は、要件設定型実施要領の規定にかかわらず、原則として開札日の翌日から起算して5日以内に行うものとする。ただし、低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。
- 6 第1項及び第3項から第5項までに規定する事項については、入札公告に記載するものとする。  
(入札結果の公表及び評価内容の通知)

第12条 契約担当者は、落札者を決定したときは、速やかに落札者に対し、その旨を通知するとともに、当該入札結果を公表するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の規定により落札者を決定し、入札結果の公表を行ったときは、入札参加者に対し、技術資料の評価内容を通知するものとする。ただし、開札時において、無効とされた入札を行った者については、この限りでない。

(秘密の保持)

第13条 この要領に基づき入札参加者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

(評価内容の担保)

第14条 契約担当者は、落札者が提出した技術資料の内容について、その履行を確保するための措置及び履行ができなかった場合の措置について、あらかじめ特記仕様書に記載するものとする。

- 2 契約担当者は、落札者が提出した技術資料の内容が履行されず、かつ、再度の施工又は設計等が困難又は合理的でないとき、契約金額の減額、損害賠償請求、工事成績評定又は設計業務等委託業務成績評定の減点等を行うことができるものとする。
- 3 契約担当者は、前項に掲げる事項を入札公告に記載するものとする。

(苦情申し立て)

第15条 落札者とならなかった者は、落札者とならなかったことの説明を契約担当者が落札者の公表日の翌日から起算して7日（大分市の休日を定める条例（平成元年大分市条例第13号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）以内に申し立てることができるものとし、当該申し立てる場合においては、原則として書面によるものとする。

- 2 契約担当者は、前項の苦情申し立てがあった場合は、原則として5日以内に回答するものとする。
- 3 契約担当者は、第1項に掲げる事項を入札公告に記載するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じ、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。